議案第6号
特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。
令和5年6月9日提出
鳥取県知事 平 井 伸 治
特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例(平成12年鳥取県条例第61号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正後	wa .	於	担	前
(促進区域	(促進区域における不動産取得税の課税免除)	(税の課税免除)		(促進区域における不動産取得税の課税免除)	室取得税の課税免除)	
第3条 址	地域経済牽引事業促進法第4条第2項		第1号に規定する	第3条 地域経済牽引事	地域経済牽引事業促進法第4条第2項第1号に規定する	[第1号に規定する
促進区域	促進区域内において、同条第6項の規定によ		る地域経済牽引事	促進区域内において、	促進区域内において、同条第6項の規定による地域経済牽引事	る地域経済牽引事
業の促進	業の促進に関する基本的な計画の同意の日	$\overline{}$	以下この条におい	業の促進に関する基本	業の促進に関する基本的な計画の同意の日(以下この条におい	以下この条におい
三川 ノ 川	貸日」という。) から	て「同意日」という。)から合和7年3月31日までに、地域経	までに、地域経	て「同意日」という。	て「同意日」という。)から合和5年3月31日までに、地域経	日までに、地域経
済奉引	済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域		経済牽引事業のた	済牽引事業促進法第25	済牽引事業促進法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のた	経済牽引事業のた
めに地域	或経済牽引事業の促進	めに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化	発展の基盤強化	めに地域経済牽引事業	めに地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化	法発展の基盤強化
に関する	に関する法律第26条の地方公共団体等を定	公共団体等を定める	める省令 (平成19	に関する法律第26条の	に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令	める省令 (平成19
年総務4	年総務省令第94号)第2条に規定する対象施	弘以	(以下「対象施	年総務省令第94号)第	第2条に規定する対象施設	a設(以下「対象施
製しとい	ハう。)を設置した地	という。)を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第	進法第14条第1	設」という。)を設置	を設置した地域経済牽引事業促進法第14条第	《促進法第14条第1
項に規	項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し		当該対象施設の	項に規定する承認地域	項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、当該対象施設の	、当該対象施設の
用に供え	する家屋(当該施設(用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、	限るものとし、	用に供する家屋(当該	用に供する家屋(当該施設の用に供する部分に限るものとし、	分に限るものとし、
事務所等	事務所等に係るものを除く。) 又はその敷地		である土地の取得	事務所等に係るものを	事務所等に係るものを除く。) 又はその敷地である土地の取得	である土地の取得
] (同意	(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取		得については、そ	(同意日以後の取得に	(同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、	得については、そ
の取得の	の取得の日の翌日から起算して1年以内に当		該土地を敷地とす	の取得の日の翌日から	の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地と	該土地を敷地とす
2当該	る当該家屋の建設の着手があった場合におけ		る当該土地の取得	る当該家屋の建設の着	る当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得	-る当該土地の取得
に限る。)については、不動	に限る。)については、不動産取得税を課さない。		に限る。)については、	に限る。)については、不動産取得税を課さない。	° (1) E
_			_			

附 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の特定地域等の振興を促進するための県税の課税の課税の特例に関する条例の規定は、令和5年4月1 から適用する。